

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の規定に基づく各自立支援医療受給者証（精神通院）（以下「受給者証」という。）交付決定に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 4 月 9 日付けで行った受給者証の再交付申請に基づく受給者証の再交付（以下「本件処分 1」という。）及び処分庁が請求人に対し、令和 3 年 5 月 1 2 日付けで行った受給者証の交付決定（以下「本件処分 2」といい、本件処分 1 と併せて、以下「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由により本件各処分の取消しを求めている。

受給者証が 2 通発行されており、上限 0 円のものとは上限 2 5 0 0 円のものとはどちらが使用できるか。また使用されるか不明である。医療費の支払いは自己負担額の相違があるため、処分は違法・不当である。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求のうち、令和3年4月9日付けで行った受給者証の再交付申請に基づく受給者証の再交付に係る審査請求については不適法であるから、行政不服審査法45条1項の規定を適用して却下し、その余の部分に係る審査請求については理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 4 月 1 9 日	諮問
令和 4 年 7 月 2 9 日	審議（第68回第2部会）
令和 4 年 8 月 2 6 日	審議（第69回第2部会）
令和 4 年 9 月 3 0 日	審議（第70回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件各処分のうち、令和3年4月9日付けで行った受給者証の再交付申請に基づく受給者証の再交付（本件処分1）に係る審査請求について

(1) 法令等の定め

法施行令33条1項は、法52条1項（後掲2・(1)・ア・(イ)）の規定に基づく自立支援医療費を支給する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けた者が、受給者証の破損、汚損及び紛失等の事由で受給者証を失った場合、支給認定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、これを交付しなければならないこととしている。

(2) 本件についての検討

これを本件についてみると、請求人は、支給認定を受け、有効

期間を令和2年10月1日から令和3年9月30日までとする受給者証を所持していたところ、有効期間内である令和3年3月15日に、〇〇区長を経由して、処分庁に対し、紛失を申請理由とする受給者証の再交付申請を行ったことが認められる（本件申請1）。

そこで、処分庁は、請求人に対し、令和3年4月9日付けで受給者証を再交付（本件処分1）し、請求人はこれを受領したことが認められる。なお、本件処分1により再交付した受給者証は、前回交付された受給者証と記載内容は変わらないものである。

そうすると、本件処分1は、上記(1)のとおり、法令等の定めに従ってなされたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

2 本件各処分のうち、令和3年5月12日付けで行った受給者証の交付決定（本件処分2）に係る審査請求について

(1) 法令等の定め

ア 法に基づく自立支援医療制度

(ア) 法5条24項は、自立支援医療とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいうと規定する。

同項を受けて、法施行令1条の2は、「政令で定める医療」として、厚生労働省令で定める精神障害者のある者に対し、病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療（以下「精神通院医療」という。）を挙げている（3号）。

(イ) 法52条1項は、自立支援医療の支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県。以下同じ。）の支給認定を受けなければならない旨規定し、法53

条1項は、支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等に申請をしなければならない旨を規定する。

法54条1項は、市町村等は、自立支援医療費の支給認定の申請をした障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする旨規定する。また、同条3項は、市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者に対し、支給認定の有効期間、指定自立支援医療機関の名称等を記載した受給者証を交付しなければならない旨規定する。

(ウ) そして、自立支援医療費の支給認定を受けた場合には、法58条3項1号により、自立支援医療費の額は、一月につき第一号に掲げる額とするとし、第一号では、同一の月に受けた指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額と規定している。

法58条3項及び法施行令35条1項の規定により、自己負担について受診者の属する世帯の収入や受給者の収入に応じた区分(以下「所得区分」という。)を設けて認定しており、所得区分ごとに負担上限月額が設定されている。

「自立支援医療費支給認定通則実施要綱」(「自立支援医療費の支給認定について」(令和3年3月31日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(障発0331第3号)) (以下「要綱」という。))第2の所得区分では、法

58条3項の規定により、自立支援医療費の支給認定については、所得区分ごとに負担上限を設けることとし、生活保護世帯は月額0円で、低所得1（生活保護世帯ではない市町村民税非課税世帯で、受給者の年間収入合計が80万円以下）世帯は月額2,500円としている。

また、受給者証の有効期限は、法55条及び法施行規則43条により1年以内としている。

イ 受給者証の再交付及び支給認定の変更等

(ア) 法56条1項は、上記ア・(イ)の支給認定を受けた者が、現に受けている指定自立支援医療機関その他の法施行令で定める事項について変更の必要があるときは、支給認定の変更の申請をすることができるとしている。同条2項は、1項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の法施行令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、法施行令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができるとし、この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとしている。

(イ) 所得区分の変更に当たっては、法施行規則35条1項4号における障害者等の医療保険各法等の変更及び同項5号における支給認定基準世帯員の変更がある場合は、法施行令32条1項及び法施行規則46条の規定により、申請内容の変更の届出を行うこととしている。

(ウ) 「自立支援医療（精神通院医療）の認定を受けている患者の生活保護の開始・廃止に伴う情報連絡について」（平成18年7月27日付東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健福祉課長通知（18福保障精神第418号）、以下「連絡通知」という。）4・(2)・ウでは、新たな「受給者証」が発行された場合は、当該受給者が所持している旧「受給者証」

を回収する必要がある、郵送で新「受給者証」交付する場合は、旧「受給者証」を後日返還するよう通知文書を同封する等配慮する旨記載されている。

(2) 本件についての検討

本件届出及び本件申請 2 で提出された申請書にある記載内容を前提に、本件処分 2 に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

ア 請求人は、受給者証の住所及び被保険者証に関する事項の変更について、生活保護が廃止され国民健康保険に変更したことを、〇〇区長を経由して、処分庁に対し届出を行った（本件届出）ことが認められる。

イ また、請求人は、所得区分の認定内容の変更について、支給認定の変更の申請を規定した法 5 6 条 1 項に則り、認定申請書を、〇〇区長を経由して処分庁に対し提出したことが認められる。そして、提出された認定申請書の自治体記入欄のうち、〇〇区において「所得区分」欄の「低所得 I」に〇を記載したことが認められる。

ウ そして、処分庁は、上記ア及びイのとおり、生活保護の廃止により医療保険が国民健康保険となり、所得区分が「低所得 I」に該当することとなったため、法 5 6 条 2 項により、所得区分を「生活保護」から「低所得 I」に認定変更し、(1)・ア・(ウ)により、自立支援支給医療費の月額自己負担上限額を、適用開始日を令和 3 年 3 月 1 0 日として、月額 0 円から月額 2,500 円に変更したことが認められる（本件処分 2）。

エ 処分庁は、法施行令 3 2 条 1 項の規定に則り受給者証等記載事項を変更し、同年 5 月 1 2 日に改めて受給者証を交付することを決定した（本件処分 2）ことが認められる。

そうすると、本件処分 2 は、上記(1)・ア及びイのとおり、法令等の定めに則ってなされたものと認められ、違法又は不当な点を

認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件各処分は違法・不当である旨主張する。

しかし、処分庁は、上記1・(2)及び2・(2)のとおり、それぞれ法令の規定に則って対応しており、本件各処分は違法又は不当なものであるということとはできない。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

なお、上記2・(1)・イ・(ウ)の「連絡通知」のとおり、本件処分2により新たな「受給者証」を発行した場合、処分庁は、本件処分1により請求人に再発行された「受給者証」を回収する必要がある、この「受給者証」の未回収により本件各審査請求が提起されたものと思われるが、本件各処分自体に違法又は不当な点は認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来